

19 国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税については、国民健康保険事業が健全で円滑な運営を確保することができるよう、医療費等の動向を勘案し、その必要額を算出した上で、平成18年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行のとおりとする。
- 2 保健事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 一日人間ドック事業については、合併時に再編統一し、自己負担額については、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) ヘルスアップモデル事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) その他の事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において隨時再編調整する。
- 3 成人病予防検診料助成事業については、合併時に廃止する。
- 4 無受診世帯表彰事業については、合併時に廃止する。
- 5 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編統一する。
- 6 国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

20 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険料については、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づいて、平成18年度から統一する。
- 2 介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併時までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。

21 慣行の取扱い

- 1 新市の市章については、合併時までに選定し、新市において定める。選定方法については、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに合併協議会において新市にふさわしい市章を選定する。
- 2 新市の花、木については、合併時までに選定し、新市において定める。
- 3 新市の市民憲章については、新市において定める。
- 4 新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。
- 5 新市の都市宣言等については、新市において調整する。